

タイ・会計税務ニュースレター

第3回

タイにおける個人所得税-国外源泉所得の取り扱い-

2024年3月

1,はじめに

タイ政府は、2024年からすべての国外源泉所得に対して課税を行う改正を行いました。

2023年9月15日、タイ歳入局は、タイ歳入法典 第41条第2項に基づく個人所得税の支払に関する省令（歳入局指針番号 Paw 161/2023）を発行しました。この新たに発表された指針は、タイに居住する納税義務者（以下、税法上のタイ居住者）がタイに送金する国外源泉所得に関する課税の枠組みに重大な影響を及ぼすものであり、2024年1月1日以降に発効されました。

本稿は、2023年12月26日の Grant Thornton タイ Newsletter にてご紹介したのになります。

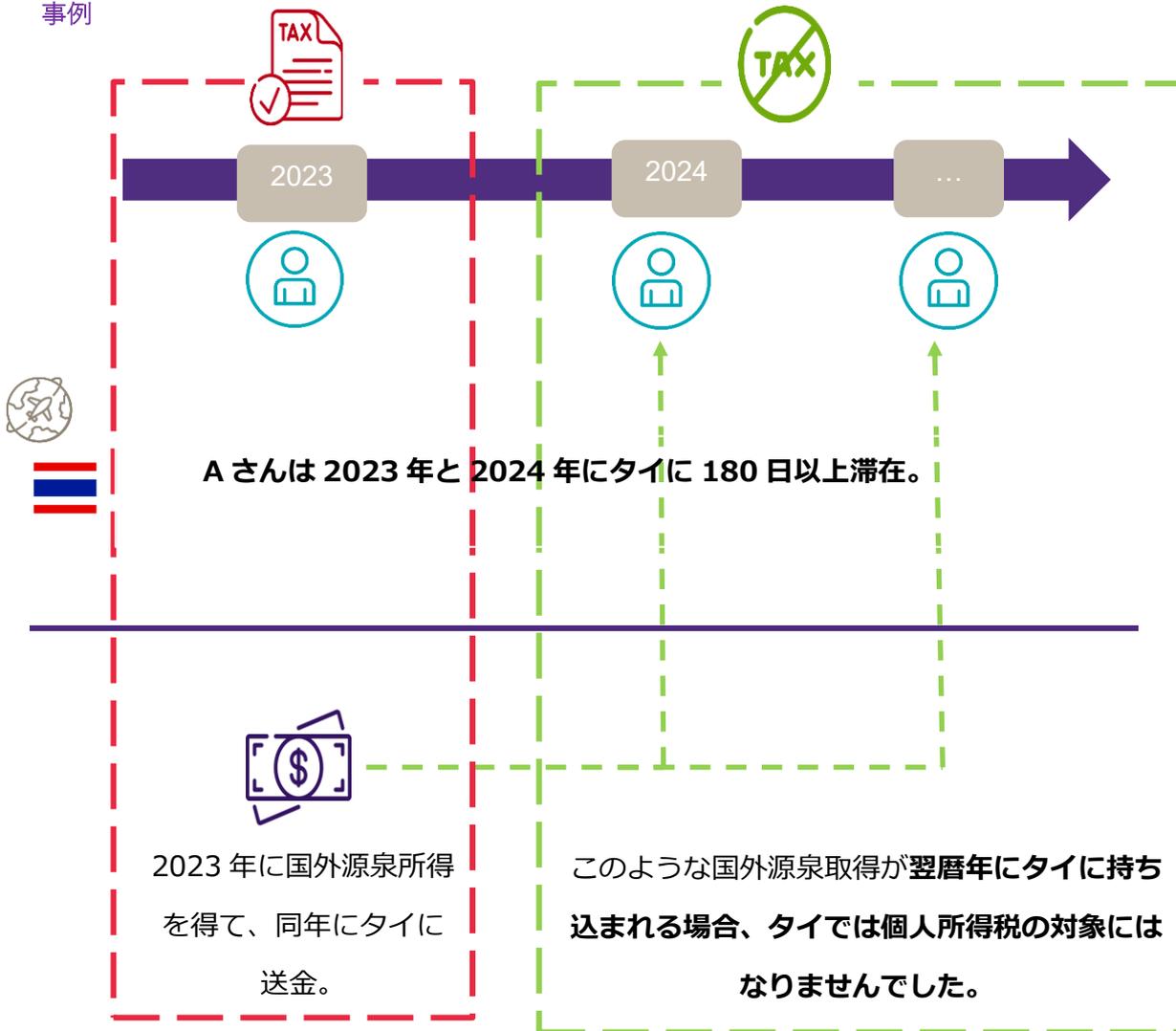
Contents

- ・ 従前の実務
- ・ 新しい実務
- ・ 追加の歳入局指針
- ・ グラントソントン・タイの見解

2.従前の実務

この新しい省令が施行される以前、税法上のタイ居住者について、国外源泉所得に対する所得税が課されるのは、当該所得が得られたのと同じ暦年にタイに送金された場合でした。言い換えれば、国外源泉所得が、翌暦年にタイに持ち込まれた場合には課税されませんでした。例えば、国外源泉所得が、翌暦年にタイに持ち込まれた場合には課税されませんでした。

事例

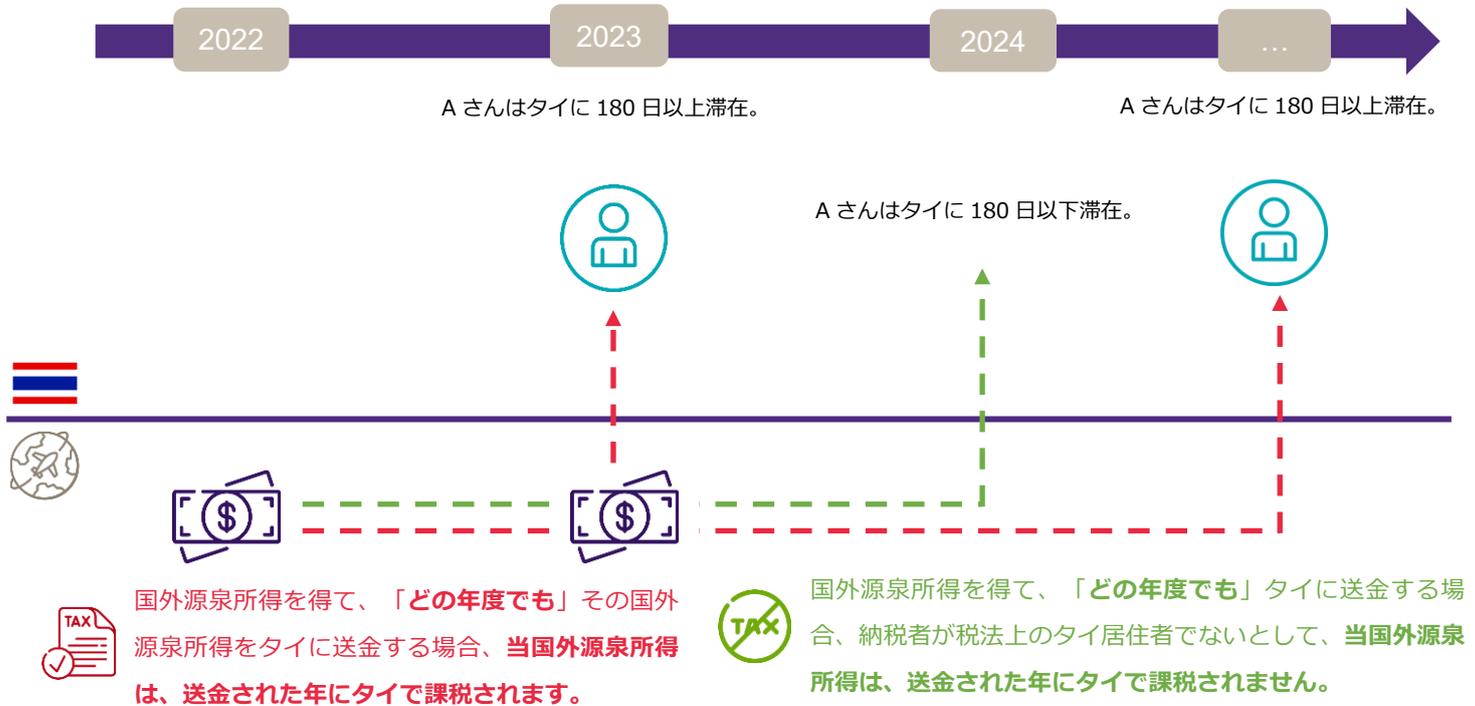


3.新しい実務

歳入局の新指針の下では、国外源泉所得がある税法上のタイ居住者は、当該国外源泉所得をタイへ送金した場合、どの年度に送金されたかに関わらず、タイにて課税されることになります。

なお、この規則は税法上のタイ居住者にのみ適用されることにご留意ください。

事例



4.追加の歳入局指針

2023年11月20日にタイ歳入局は、前述の指針とは別の省令（歳入局指針番号 Paw 162/2023）を追加公布し、2024年1月1日より前に得た国外源泉所得については、上記指針（Paw161/2023）が適用されないことを明確にしました。これより、2024年以前に国外源泉所得を受け取り、その所得を2024年1月1日以降にタイに送金する場合、送金された国外源泉所得はタイでは「非課税」とみなされます。

5. グラントソントン・タイの見解:

この新しいガイドラインは、タイとタイ国外の源泉所得の両方に関して、税法上のタイ居住者にとっての重大な課題を提示しています。当該指針は法令そのものではありませんが、実務上、歳入局の執行指針に該当します。

歳入局は、この新しい規則をどのように施行するかに関するいくつかの問題を調査する必要があります。例えば、適用される税率（一律の税率を課すのか、国外源泉所得に特別に適用される異なる税率を課すのか、または標準的な累進税率を適用するのか）、元本（レガシー投資、相続、元の投資元本）と合算された資金からの所得（利子、配当、報酬）をどのように区別するのか、税評価に適用される為替レートの設定等です。

最近の歳入局省令は、ある特定の所得に対して二重課税されるべきではないという課税の基本原則に沿っていると考えられます。タイでは既に「法人税の二重課税」を軽減するために税額控除が提供されていますが、控除額は対応するタイの税額を上限としています。今回の改正により、税法上のタイ居住者である外国人及び国外源泉所得を得ているタイ人の双方に、新たな追加的オプションが導入されることが期待されています。これは、2024 年以降、タイに国外源泉所得を送金することを計画している人々にとって、実行可能な解決策を提供するものです。

お問い合わせ先

日系企業の現地駐在員の皆様は、平常業務に加え、会計監査対応、各種税務申告・移転価格税制対応、M&A・組織再編の検討等、専門性の高い業務も担われております。Grant Thornton Thailand では、これらの分野において日系企業の皆様にサポートするため、タイ常駐の日本人公認会計士が日本語で丁寧に対応いたします。

担当者



日本国公認会計士 / Director of Japanese Business Practice
Grant Thornton Taiyo Thai Co., Ltd.
E.Tadashi.Kodaira@th.gt.com

Disclaimer

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証を与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書にて提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。